

I 介護保険制度改正関係

1. 介護保険制度改正の取組状況について

(1) 見直しの経緯及びスケジュール

平成 9年12月 介護保険法成立
(法附則において施行後5年後の見直しを規定)

第Ⅰ期

平成12年 4月 介護保険法施行

第Ⅱ期

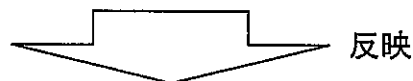
平成15年 4月 市町村における1号保険料見直し
市町村における第2期事業計画(～17年度)
介護報酬改定

(社会保障審議会・介護保険部会)

平成15年5月 介護保険部会設置
平成16年7月30日 介護保険部会報告取りまとめ
9月～ 被保険者・受給者の範囲について
引き続き審議

平成17年 (=施行後5年)

通常国会へ関連法案提出(予定)



第Ⅲ期

平成18年 4月 市町村における1号保険料見直し
市町村における第3期事業計画(～20年度)
介護報酬改定(+診療報酬改定)

第Ⅳ期

平成21年 4月 市町村における1号保険料見直し
市町村における第4期事業計画(～23年度)
介護報酬改定

当面のスケジュール等

平成16年 8月	7/30 介護保険部会⑩ ⇒部会報告とりまとめ	
9月	8/末 概算要求	
10月	9/21 介護保険部会	9/14 担当課長会議
11月	10/末 介護保険部会	10/12 担当課長会議
12月	11/ 介護保険部会 とりまとめに向けた検討	11/中旬 担当課長会議
	制度改革の大綱とりまとめ(目途)	↓ 〔以降、随時開催予定〕
平成17年 1月	12/下旬 政府予算編成	(自治体における予算編成等)
2月	2/上旬 法案通常国会提出(予定)	第3期事業計画策定に 向けた準備等
3月	↓	
平成17年 I II III IV	(国会における審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期事業(支援)計画の策定 ・第3期第1号保険料の設定 ・施行準備等
	改正法成立(予定)	
	6/末 通常国会会期末(予定)	
	施行準備 介護報酬改定に 向けた検討	
	↓ 施行 ↓	
平成18年度	第3期介護保険事業計画スタート	

介護保険法附則第2条

(検討)

第2条 介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金の負担の在り方を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

社会保障審議会介護保険部会

2003年5月27日 第1回審議

2004年3月24日 これまでの議論の整理(第11回)

2004年4月26日 被保険者の範囲(第12回)

2004年6月28日 取りまとめの議論①(第14回)

2004年7月16日 取りまとめの議論②(第15回)

2004年7月30日 取りまとめの議論③(第16回)

→部会報告

9月～ 「被保険者・受給者の範囲」について
引き続き議論

見直しの基本的視点

制度の「持続可能性」
→給付の効率化・重点化

**「明るく活力ある
超高齢社会」の構築**
→予防重視型システム
への転換

社会保障の総合化
→効率的かつ効果的な
社会保障制度体系へ

制度改革の基本的方向

基本理念の徹底

— 施行状況の検証 —

I. サービス改革の推進

(「量」から「質」へ)

- 「情報開示」と「事後規制ルール」の確立
- ・ ケアマネジメントの体系的見直し
- ・ 施設サービスの質の向上
- ・ 人材の資質向上

II. 在宅ケアの推進

(在宅支援の強化と利用者負担の見直し)

- 在宅支援体制の強化
- ・ 施設における居住費用・食費負担の見直し
- ・ 施設入所の対象者の重点化

III. 地方分権の推進

(市町村の保険者機能の強化)

- サービスに対する市町村の関与の強化
- ・ 地域の独自性や創意工夫を活かしたサービスの導入

新たな課題への対応

— 将来展望 —

I. 介護予防の推進

「介護+予防」モデルへ

- 総合的な介護予防システムの確立
- ・ 統一的な介護予防マネジメント (市町村が責任主体)
- ・ 市町村事業の見直し
- ・ 新・予防給付の創設

II. 痴呆ケアの推進

「身体ケア+痴呆ケア」モデルへ

- 地域密着型サービスの創設
- ・ 地域における痴呆ケア支援体制の整備と権利擁護

III. 地域ケア体制の整備

「家族同居+独居」モデルへ

- 地域における包括的・継続的なケア体制の整備 (夜間・緊急時の対応等)
- ・ 総合的なマネジメント体制の整備
- ・ 地域基盤の「面」的整備

介護保険制度改革の主な内容

I. 給付の効率化・重点化

1. 総合的な介護予防システムの確立
2. 施設給付の見直し
3. その他のサービスの見直し



総合的な介護予防システムの確立



施設給付の見直し
(次回会議にて説明予定)

II. 新たなサービス体系の確立

1. 地域密着型サービスの創設
2. 居住系サービスの体系的見直し
3. 医療と介護の関係
4. その他のサービスの見直し



新たなサービス体系の確立

III. サービスの質の確保・向上

1. ケアマネジメントの体系的見直し
2. 地域包括支援センター（仮称）の整備
3. 情報開示の徹底と事後規制ルールの確立
4. 専門性を重視した人材育成と資質の確保
5. 公正・効率的な要介護認定



サービスの質の確保・向上

IV. 負担の在り方の見直し

1. 1号保険料の在り方
2. 2号保険料・納付金の在り方
3. 財政調整



負担の在り方の見直し

V. 制度運営の見直し

1. 保険者機能の強化
2. 事業計画の見直し
3. 基盤整備の在り方



制度運営の見直し



第3期介護保険事業（支援）計画等について

VI. 被保険者・受給者の範囲



被保険者・受給者の範囲

「介護制度改革広報センター」の設置について

1 設置

介護保険制度改革に関して適切な広報を積極的に展開する観点から、厚生労働省介護制度改革本部（本部長：厚生労働事務次官）の下に、「介護制度改革広報センター」を設置する。

2 構成員

センター長：厚生労働審議官（介護制度改革本部長代理）
副センター長：老健局長（介護制度改革本部副本部長）
メンバー：介護制度改革本部本部員
幹事：大臣官房審議官（老健担当）
大臣官房総務課長
大臣官房総務課広報室長
老健局総務課長
老健局介護保険課長
老健局介護保険指導室長
大臣官房総務課企画官（老健局併任）
障害保健福祉部企画課長
参事官（社会保障担当）

3 活動内容

- ・ 介護保険制度に関する広報
（各種広報媒体を活用した広報活動、パンフレット等の作成、各地域の要請に基づく講師派遣等）
- ・ 地方団体をはじめとする関係者に対する介護制度改革関連情報の迅速な提供

4 事務局

事務局長：老健局総務課長
事務局次長：老健局介護保険課長
老健局介護保険指導室長
大臣官房総務課企画官（老健局併任）
○ 介護制度改革広報センター事務局の庶務は、老健局総務課において行う。

5 国会連絡室における窓口

国会連絡室国会連絡調整官